

唐津市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化の合宿又は大会（以下「合宿等」という。）を誘致し、もって市民のスポーツ及び文化に関する意識の醸成並びに本市の経済の活性化を図るため、合宿等を主催する団体に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、スポーツ又は文化の技術向上のために実施する合宿等で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内のスポーツ施設又は文化施設を利用し、かつ、市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（佐賀県波戸岬少年自然の家を除く。以下「宿泊施設」という。）に宿泊すること。
- (2) 1回の合宿等の延べ宿泊者数が30泊以上であること。
- (3) 会議、社員研修会等への参加を目的とするものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 市から他に補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定める事業を主催する団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体につき20万円を限度とする。ただし、複数の団体が同一時期に行う合宿等については、1団体とみなす。

2 補助金の交付は、1団体当たり同一年度内につき5回を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、宿泊施設をチェックアウトした日から起算して30日以内又は宿泊施設をチェックアウトした日が属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに唐津市スポーツ・文化合宿等補助金交付申請書(第1号様式)に宿泊証明書(第2号様式)その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、前項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を唐津市スポーツ・文化合宿等補助金交付決定及び額の確定通知書(第3号様式)により、申請者に対し、通知するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第7条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付に係る書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年告示第60号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第48号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の唐津市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱の規定は、施行の日以後のチェックアウトに係る申請から適用し、同日前のチェックアウトに係る申請については、なお従前の例による。